

## 第660回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成25年 2月 13日（水） 12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

（1）中古自動車の輸出時における一時的な部品の取り外し範囲について

業務部 山田 統括審査官（通関総括第3部門）

（2）関税率表解説及び分類例規の一部改正について

業務部 久保 首席関税鑑査官

#### 4、その他・連絡事項等

・通関関係書類の電子化・ペーパーレス化への取組みに係る

説明会の開催について

業務部 徳永 管理課長

開催予定日 平成25年 3月 12日（火） 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: [yokohama@kanzei.or.jp](mailto:yokohama@kanzei.or.jp)

関係者各位

平成25年2月4日  
経済産業省製造産業局自動車課  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

中古自動車の輸出時における一時的な部品の取り外し範囲について  
のお知らせ

中古自動車の輸出については、コンテナを利用した輸出の増加や、不適正に解体された自動車を中古車として称して輸出する事例が確認されていることなどを踏まえ、中古車の輸出とは認められない事例、中古車の輸出として認められる部品取り外しの範囲及び廃棄物の輸出に該当する事例について、下記のとおりお知らせします。

#### 記

##### 1. 中古車の輸出とは認められない事例

次の作業が行われたものは、外見上自動車としての使用を終えていることが明確であることから、中古車として輸出することはできません。また、こうした作業は、使用済自動車の解体行為であり、自動車リサイクル法の解体業の許可を受けた解体業者でなければ行うことができません。

①ハーフカット、②ノーズカット、③ルーフカット、④テールカット、  
⑤エンジンの取り外し、⑥車軸の取り外し、⑦サスペンションの取り外し

##### 2. 中古車の輸出として認められる部品取り外しの範囲

1以外の場合でも、輸出に当たり部品の取り外しを行うときは、自動車リサイクル法の解体行為に当たる可能性があります。

ただし、次の付属品等を取り外す行為は、解体行為とは解釈されません。

①カーナビ、②カーステレオ、③カーラジオ、④車内定着式テレビ、  
⑤ETC車載器、⑥時計、⑦サンバイザー、⑧サイドバイザー、  
⑨ブラインド（カーテン、カーテンレールを含む。）、⑩泥除け、⑪消火器、  
⑫運賃メーター、⑬防犯灯、⑭防犯警報装置、⑮防犯ガラス（プラスチック製のものを含む。）、⑯タコグラフ（運行記録計）、⑰自重計、  
⑱運賃料金箱（両替機を含む。）

また、次の品目については、コンテナ輸送に伴う積載効率の観点からやむを得ず一時的に取り外し、これらを取り外された車両と同一のコンテナに積載する場合に限り、その取り外しは解体行為とは解釈されません。

①タイヤ、②ミラー、③バンパー、④ボンネット、 ⑤リアハッチ・トランクリッド
---

### 3. 廃棄物の輸出に該当する事例

使用済自動車、解体自動車（※）、特定再資源化物品は、自動車リサイクル法第 121 条に基づき、廃棄物とみなされます。廃棄物を輸出する場合、廃棄物処理法に基づき、環境大臣の確認が必要です。

このため、1 の①から⑦までに掲げるーフカット等の作業が行われた自動車を輸出しようとした場合であって、フロン類、エアバッグ類、鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯が回収されていないときは、廃棄物の輸出に該当するおそれが高く、違法な輸出が未遂であっても、廃棄物の未確認輸出として、罰せられる可能性があります。

※ 適正に解体され、その全部を利用するものとして輸出業者等に引き渡されたものは、一律には廃棄物とみなされず、個別に該否が判断されます。

### 4. 問い合わせ先

経済産業省製造産業局自動車課自動車リサイクル室

TEL 03-3501-1690

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

TEL 03-5501-3153

平成 25.年 2 月 13 日  
本関地区通関協議会資料  
業務部首席関税鑑査官

各 位

関税率表解説及び分類例規の一部改正について

平素より税関行政の円滑な運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます

さて、標記のことにつきまして、関税率表解説及び分類例規の一部が別紙のとおり改正され、平成 2 5 年 3 月 1 日以降申告される貨物について適用されることとなります。

詳細につきましては、別紙をご参照ください。

本件に関する問い合わせ先  
横浜税関 首席関税鑑査官 (045-212-6156、6157)

## 関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 35.07 項	血液分画物	第 35.07 項には、酵素の特性又は活性を有する血液分画物を含まない旨を明確化。
第 8415.10 号	「スプリットーシステム」型エアコンディショナー	第 8415.10 号には、天井に取り付けられる「スプリットーシステム」型エアコンディショナーが含まれる旨を明確化。
第 84.35 項	飲料製造用のプレス、破碎機	第 84.35 項にはレストラン等で使用される商業用の機械が含まれる旨を明確化。
第 84.38 項	飲食料品の調製業用又は製造業用の機械	第 84.38 項にはレストラン等で使用される商業用の機械が含まれる旨を明確化。
第 84.73 項	マウスパッド	第 84.73 項にはマウスパッドを含まない旨を明確化。
第 85.09 項	ジュースの搾り機、食物用のグラインダー及びミキサー	レストラン等で使用される商業用の機械は、第 84.35 項又は第 84.38 項に含まれる旨を明確化。
第 87 類	自動車	全ての部品を組み立てた後の作業の有無は、通則 2(a)を適用して完成した自動車とみなした場合を含め、分類に影響しない旨を明確化。
第 87.03 項	三輪車両	軽量の三輪車両のうち、貨物の輸送用に設計されたものは第 87.04 項に含まれる旨を明確化。
第 87.04 項	三輪車両	軽量の三輪車両のうち、人員の輸送用に設計されたものは第 87.03 項に含まれる旨を明確化。
第 87.11 項	三輪自動車	三輪車両に関する第 87.03 項及び第 87.04 項の改正を受けた、記載の明確化。

分類例規第一部(国際分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 1704.90 号	砂糖菓子(ハルヴァ)	挽いたごまと天然はちみつを混合して得たペースト状の砂糖菓子につき、その他の砂糖菓子として第 1704.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 3004.90 号	錠剤の形状をした医薬品	植物エキス(吉草根及びホップ)、マルトデキストリン等を含育し、興奮又は睡眠障害を治療する医薬品で、小売用にしたものにつき、第 3004.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6304.91 号	蚊帳	殺虫剤(デルタメトリン)を染み込ませたポリエステル製たてメリヤス編物の蚊帳につき、第 6304.91 号に分類(通則 1、3(b)及び 6)。
第 8415.10 号	天井型スプリットシステムのエアコンディショナー	室外ユニット及び天井に取り付けられる室内ユニットから成るエアコンディショナーにつき、窓又は壁に取り付けるエアコンディショナーに含むとして第 8415.10 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8419.89 号	溶出試験ユニット	7 つのかくはん装置から成る、錠剤又はカプセル用の溶出試験ユニットにつき、温度変化による方法により材料を処理するその他の機器として第 8419.89 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8471.30 号	タブレットコンピューター	データ処理、プログラム実行及びインターネット接続が可能なタブレットコンピューターにつき、携帯用の自動データ処理機械として第 8471.30 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8523.51 号	ミニ SD カード	データの読み取り及び保存が可能な、ミニ SD(セキュアデジタル)カードにつき、不揮発性半導体記憶装置として第 8523.51 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8523.51 号	マイクロ SD カード	データの読み取り及び保存が可能な、マイクロ SD(セキュアデジタル)カードにつき、不揮発性半導体記憶装置として第 8523.51 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8704.21 号	三輪車両	4ストローク単気筒圧縮点火機関で駆動する三輪車両につき、ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載した貨物自動車として第 8704.21 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8704.31 号	三輪車両	4ストローク単気筒火花点火機関で駆動する三輪車両につき、ピストン式火花点火内燃機関を搭載した貨物自動車として第 8704.31 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 9018.90 号	全身冷凍療法用チャンバー	5 つのユニットから成る全身冷凍療法用チャンバーにつき、その他の医療用機器として第 9018.90 号に分類(通則 1 及び 6)。

分類例規第二部(国内分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 20.02 項 ～ 第 20.05 項 第 20.08 項	釜飯の素	釜飯の素(具と調味液から成る調製食料品)の分類は、原則として最大重量の具によることを統一的解釈として決定。
第 44.18 項	集成材の日本農林規格	集成材の日本農林規格の改正に伴う所要の修正。

# 分類例規(昭和62年12月23日付蔵関第1299号) の一部改正について

(財関第106号 H25. 2. 6)

## 改正の主なポイント

釜飯の素(具と調味液から成る調製食料品)の分類は、原則として最大重量の具によることを統一的解釈として決定。

### 《解説》

1. 調味液が全重量に占める割合が具より多いものであっても、具をある程度含有している場合は、風味が主に具により与えられることに鑑み、原則として具に特性があると認め、具のうち最大重量のものが属する項に分類する。

※ 調味液は具や米に味を付けるためのものであり、通常、調味液だけを食することを意図しているものではない。

2. 具体的事例を掲載(2事例)。

※税関ホームページに関連品目分類事例(10事例)も同時に掲載。

	改正後		改正前																																								
20.02項 ~ 20.05項 20.08項	<p><b>1. 釜飯の素（具と調味液から成る調製食料品）の関税分類について</b></p> <p>「釜飯の素」は、野菜等を混合した具（固形状のもの）及び調味液から成る物品であり、炊飯時に米に加えて、釜飯を作るために用いられるものである。</p> <p>調味液の全重量に占める割合が具より多いものであっても、具をある程度含有している場合は、風味が主に具により与えられることに鑑み、原則として具に特性があると認め、具のうち最大重量のものが属する項に分類する。</p> <p>具が野菜ときのこの場合、属する項が異なることとなる。具体的には、例えば次のようなものがある。</p> <p>(1) 下処理したにんじん、ひらたけ、えのき、きくらげ、しめじ、しいたけ及びまつたけを調味液と共に袋詰めし、加熱殺菌したもの。</p> <table border="0" data-bbox="403 782 1075 925"> <tr> <td>(成分割合)</td> <td>にんじん</td> <td>10.0%</td> <td>しめじ</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ひらたけ</td> <td>7.0%</td> <td>しいたけ</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>えのき</td> <td>5.0%</td> <td>まつたけ</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>きくらげ</td> <td>5.0%</td> <td>調味液</td> <td>67.0%</td> </tr> </table> <p>(1袋当たりの重量) 400 グラム (気密容器入りでないもの)</p> <p>分類：具のうち最大重量を占めるきのこの調製品として第 20.03 項に分類する。</p> <p>(2) 下処理したたけのこ、にんじん、せり、れんこん、ひめたけ、きくらげ及びわらびを調味液と共に袋詰めし、加熱殺菌したもの。</p> <table border="0" data-bbox="403 1181 1075 1324"> <tr> <td>(成分割合)</td> <td>たけのこ</td> <td>12.0%</td> <td>ひめたけ</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>にんじん</td> <td>5.0%</td> <td>きくらげ</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>せり</td> <td>4.0%</td> <td>わらび</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>れんこん</td> <td>4.0%</td> <td>調味液</td> <td>66.0%</td> </tr> </table> <p>(1袋当たりの重量) 400 グラム (気密容器入りでないもの)</p> <p>分類：具のうち最大重量を占める野菜の調製品として第 20.05 項に分類する。</p>	(成分割合)	にんじん	10.0%	しめじ	3.0%		ひらたけ	7.0%	しいたけ	1.5%		えのき	5.0%	まつたけ	1.5%		きくらげ	5.0%	調味液	67.0%	(成分割合)	たけのこ	12.0%	ひめたけ	4.0%		にんじん	5.0%	きくらげ	2.5%		せり	4.0%	わらび	2.5%		れんこん	4.0%	調味液	66.0%		(新 規)
(成分割合)	にんじん	10.0%	しめじ	3.0%																																							
	ひらたけ	7.0%	しいたけ	1.5%																																							
	えのき	5.0%	まつたけ	1.5%																																							
	きくらげ	5.0%	調味液	67.0%																																							
(成分割合)	たけのこ	12.0%	ひめたけ	4.0%																																							
	にんじん	5.0%	きくらげ	2.5%																																							
	せり	4.0%	わらび	2.5%																																							
	れんこん	4.0%	調味液	66.0%																																							

## ✚ 貨物概要

下処理したにんじん、ひらたけ、えのき、きくらげ、しめじ、しいたけ及びまつたけを混合し、調味液と共に袋詰めし、加熱殺菌したもの。

(成分割合)

にんじん	10.0%	しめじ	3.0%
ひらたけ	7.0%	しいたけ	1.5%
えのき	5.0%	まつたけ	1.5%
きくらげ	5.0%	調味液（砂糖を含有しない）	67.0%

(1袋当たりの重量)

400グラム（気密容器入りでないもの）

用途：炊飯時に米に加えて、釜飯を作るために使用する。

## ✚ 分類

関税率表第 2003.90 号－2－(2)－B（統計番号 2003.90-220）のきのこの調製品

## ✚ 分類理由

本品は、きのこ等から成る具（固形状の部分）と調味液を混合し、袋詰めしたものであり、調味液が全重量に占める割合は具より多くなっていますが、調味液は、具や米に味を付けるためのものであり、通常、調味液だけを食することを意図しているものではありません。

本品は、具を全重量の3割程度含有しており、風味は主に具により与えられていることから、これらの具に特性があると認められますので、具のうち最大重量を占めるきのこの調製品として上記のとおり分類されます。

▲ ▲ ▲

## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）